

「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改正後	改正前
<p>標題のことは、別冊のとおり定めたから、<u>令和元年10月1日</u>以降これにより取り扱われたい。</p> <p>なお、本通達に定めがない場合には、消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊）の定めによる。</p> <p>（理由） 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）附則、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成28年政令第148号）附則及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成28年財務省令第20号）附則の規定により、<u>令和元年10月1日</u>から消費税の軽減税率制度が実施されることによる。</p> <p>別冊</p> <p>（用語の意義） 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(3) （省略） (4) 飲食料品 改正法附則第34条第1項第1号《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する飲食料品をいう。 (5) （省略） (6) 軽減対象資産の譲渡等 改正法附則第34条第1項に規定する<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>をいう。 (7)・(8) （省略）</p>	<p>標題のことは、別冊のとおり定めたから、<u>平成31年10月1日</u>以降これにより取り扱われたい。</p> <p>なお、本通達に定めがない場合には、消費税法基本通達（平成7年12月25日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の別冊）の定めによる。</p> <p>（理由） 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）附則、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成28年政令第148号）附則及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成28年財務省令第20号）附則の規定により、<u>平成31年10月1日</u>から消費税の軽減税率制度が実施されることによる。</p> <p>別冊</p> <p>（用語の意義） 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(3) （同左） (4) 飲食料品 改正法附則第34条第1項第1号《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する飲食料品をいう。 (5) （同左） (6) 軽減対象資産の譲渡等 改正法附則第34条第1項に規定する<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>をいう。 (7)・(8) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(食品の範囲)</p> <p>2 改正法附則第34条第1項第1号《<u>元年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置</u>》に規定する「食品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項《定義》に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項《酒類の定義及び種類》に規定する酒類を除く。）をいう。）」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいうから、例えば、人の飲用又は食用以外の用途に供するものとして取引される次に掲げるようなものは、飲食が可能なものであっても「食品」に該当しないことに留意する。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>(注) （省略）</p> <p>(飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供の意義)</p> <p>7 改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>元年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置</u>》に規定する食事の提供（以下この項において「食事の提供」という。）には、食品衛生法施行令第34条の2第2号《<u>小規模な営業者等</u>》に規定する飲食店営業を行う者のみならず、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う食事の提供の全てが該当することに留意する。</p> <p>(飲食に用いられる設備)</p> <p>8 改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>元年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置</u>》に規定する「テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備」（以下この項において「飲食設備」という。）は、飲食料品の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないから、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ若しくはこれら以外の設備であっても、又は飲食目的以外の施設等に設置された</p>	<p>(食品の範囲)</p> <p>2 改正法附則第34条第1項第1号《<u>31年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置</u>》に規定する「食品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項《定義》に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項《酒類の定義及び種類》に規定する酒類を除く。）をいう。）」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいうから、例えば、人の飲用又は食用以外の用途に供するものとして取引される次に掲げるようなものは、飲食が可能なものであっても「食品」に該当しないことに留意する。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>(注) （同左）</p> <p>(飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供の意義)</p> <p>7 改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>31年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置</u>》に規定する食事の提供（以下この項において「食事の提供」という。）には、食品衛生法施行令第35条第1号《<u>営業の指定</u>》に規定する飲食店営業及び同条第2号に規定する喫茶店営業を行う者のみならず、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う食事の提供の全てが該当することに留意する。</p> <p>(飲食に用いられる設備)</p> <p>8 改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>31年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置</u>》に規定する「テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備」（以下この項において「飲食設備」という。）は、飲食料品の飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないから、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ若しくはこれら以外の設備であっても、又は飲食目的以外の施設等に設置された</p>

改正後	改正前
<p>テーブル等であっても、これらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当することに留意する。</p> <p>(飲食設備等の設置者が異なる場合)</p> <p>9 飲食料品を提供する事業者とテーブルや椅子等の設備を設置し、又は管理している者とが異なる場合において、これらの者の間の合意等に基づき、当該設備を当該事業者の顧客に利用させることとしているときは、当該設備は、改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する「テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備」（以下この項において「飲食設備」という。）に該当することに留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(食事の提供の範囲)</p> <p>10 改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する食事の提供（以下この項において「食事の提供」という。）は、事業者がテーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいうのであるから、レストラン、喫茶店、食堂、フードコート等（以下「レストラン等」という。）のテーブルや椅子等の飲食に用いられる設備のある場所で、顧客に飲食させる飲食料品の提供のほか、飲食目的以外の施設等で行うものであっても、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所を顧客に飲食させる場所として特定して行う、例えば、次のようなものは、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p>	<p>テーブル等であっても、これらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当することに留意する。</p> <p>(飲食設備等の設置者が異なる場合)</p> <p>9 飲食料品を提供する事業者とテーブルや椅子等の設備を設置し、又は管理している者とが異なる場合において、これらの者の間の合意等に基づき、当該設備を当該事業者の顧客に利用させることとしているときは、当該設備は、改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する「テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備」（以下この項において「飲食設備」という。）に該当することに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(食事の提供の範囲)</p> <p>10 改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する食事の提供（以下この項において「食事の提供」という。）は、事業者がテーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいうのであるから、レストラン、喫茶店、食堂、フードコート等（以下「レストラン等」という。）のテーブルや椅子等の飲食に用いられる設備のある場所で、顧客に飲食させる飲食料品の提供のほか、飲食目的以外の施設等で行うものであっても、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所を顧客に飲食させる場所として特定して行う、例えば、次のようなものは、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象とならないことに留意する。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(持ち帰りのための飲食料品の譲渡か否かの判定)</p> <p>11 事業者が行う飲食料品の提供等に係る課税資産の譲渡等が、食事の提供（改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する「食事の提供」をいう。以下この項において同じ。）に該当し標準税率の適用対象となるのか、又は持ち帰りのための容器に入れ、若しくは包装を施して行う飲食料品の譲渡に該当し軽減税率の適用対象となるのかは、当該飲食料品の提供等を行う時において、例えば、当該飲食料品について店内設備等を利用して飲食するのか又は持ち帰るのかを適宜の方法で相手方に意思確認するなどにより判定することとなる。</p> <p>なお、課税資産の譲渡等の相手方が、店内設備等を利用して食事の提供を受ける旨の意思表示を行っているにもかかわらず、事業者が「持ち帰り」の際に利用している容器に入れて提供したとしても、当該課税資産の譲渡等は飲食料品の譲渡に該当しないのであるから、軽減税率の適用対象とならないことに留意する。</p>	<p>(持ち帰りのための飲食料品の譲渡か否かの判定)</p> <p>11 事業者が行う飲食料品の提供等に係る課税資産の譲渡等が、食事の提供（改正法附則第34条第1項第1号イ《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する「食事の提供」をいう。以下この項において同じ。）に該当し標準税率の適用対象となるのか、又は持ち帰りのための容器に入れ、若しくは包装を施して行う飲食料品の譲渡に該当し軽減税率の適用対象となるのかは、当該飲食料品の提供等を行う時において、例えば、当該飲食料品について店内設備等を利用して飲食するのか又は持ち帰るのかを適宜の方法で相手方に意思確認するなどにより判定することとなる。</p> <p>なお、課税資産の譲渡等の相手方が、店内設備等を利用して食事の提供を受ける旨の意思表示を行っているにもかかわらず、事業者が「持ち帰り」の際に利用している容器に入れて提供したとしても、当該課税資産の譲渡等は飲食料品の譲渡に該当しないのであるから、軽減税率の適用対象とならないことに留意する。</p>
<p>(給仕等の役務を伴う飲食料品の提供)</p> <p>12 改正法附則第34条第1項第1号ロ《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する「課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」は、飲食料品の譲渡に含まないものとされるため、軽減税率の適用対象とならないのであるが、同号ロに規定する「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは、課税資産の譲渡等を行う事業者が、相手方が指定した場所に食材等を持参して調理を行って提供する場合や、調理済みの食材を相手方が指定した場所で加熱して温かい状態等で提供する場合のほか、例えば、次の場合も該当するのであるから留意する。</p> <p>なお、相手方が指定した場所で加熱、調理又は給仕等の役務を一切伴わないいわゆる出前は、同号に掲げる「飲食料品の譲渡」に該当し、軽</p>	<p>(給仕等の役務を伴う飲食料品の提供)</p> <p>12 改正法附則第34条第1項第1号ロ《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する「課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」は、飲食料品の譲渡に含まないものとされるため、軽減税率の適用対象とならないのであるが、同号ロに規定する「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは、課税資産の譲渡等を行う事業者が、相手方が指定した場所に食材等を持参して調理を行って提供する場合や、調理済みの食材を相手方が指定した場所で加熱して温かい状態等で提供する場合のほか、例えば、次の場合も該当するのであるから留意する。</p> <p>なお、相手方が指定した場所で加熱、調理又は給仕等の役務を一切伴わないいわゆる出前は、同号に掲げる「飲食料品の譲渡」に該当し、軽</p>

改正後	改正前
<p>減税率の適用対象となる。 (1)～(3) (省略)</p>	<p>減税率の適用対象となる。 (1)～(3) (同左)</p>
<p>(1週に2回以上発行する新聞の意義)</p> <p>14 改正法附則第34条第1項第2号《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する「1週に2回以上発行する新聞」とは、通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞をいうのであるから、国民の祝日及び通常の頻度で設けられている新聞休刊日によって1週に1回以下となる週があっても「1週に2回以上発行する新聞」に該当する。</p>	<p>(1週に2回以上発行する新聞の意義)</p> <p>14 改正法附則第34条第1項第2号《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》に規定する「1週に2回以上発行する新聞」とは、通常の発行予定日が週2回以上とされている新聞をいうのであるから、国民の祝日及び通常の頻度で設けられている新聞休刊日によって1週に1回以下となる週があっても「1週に2回以上発行する新聞」に該当する。</p>
<p>(輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合の請求書等の記載事項)</p> <p>18 改正法附則第34条第2項前段《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》の規定により読み替えられた消費税法第30条第9項第1号ハ《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する「<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>である旨」及び同項第2号ニに規定する「<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係るものである旨」の記載については、輕減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに適用税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合もこれに該当する。 (1)～(3) (省略)</p>	<p>(輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合の請求書等の記載事項)</p> <p>18 改正法附則第34条第2項前段《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》の規定により読み替えられた消費税法第30条第9項第1号ハ《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する「<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>である旨」及び同項第2号ニに規定する「<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係るものである旨」の記載については、輕減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに適用税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合もこれに該当する。 (1)～(3) (同左)</p>
<p>(追記の範囲及び内容)</p> <p>19 改正法附則第34条第2項前段《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》の規定による読み替え前の消費税法第30条第9項第1号《仕入税額控除に係る請求書等》に掲げる書類（以下この項において「請求書等」という。）の交付を受けた事業者が、改正法附則第34条第3項の規定により、当該請求書等に記載された課税資産の譲渡等の事</p>	<p>(追記の範囲及び内容)</p> <p>19 改正法附則第34条第2項前段《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>に係る税率等に関する経過措置》の規定による読み替え前の消費税法第30条第9項第1号《仕入税額控除に係る請求書等》に掲げる書類（以下この項において「請求書等」という。）の交付を受けた事業者が、改正法附則第34条第3項の規定により、当該請求書等に記載された課税資産の譲渡等の事</p>

改 正 後	改 正 前
<p>実に基づいて追記することができるのは、次の事項に限られることに留意する。</p> <p>なお、(1)に係る追記については、本通達第18項に準じて取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>実に基づいて追記することができるのは、次の事項に限られることに留意する。</p> <p>なお、(1)に係る追記については、本通達第18項に準じて取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>
<p>(困難な事情があるときの意義)</p> <p>21 改正法附則第38条第1項《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》に規定する「困難な事情があるとき」とは、例えば、事業者が同項に規定する適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、税率の異なるごとの管理が行えないことなどにより、当該適用対象期間中の当該課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することが困難である場合をいい、そのような場合には、その困難の度合いを問わず、同項に規定する経過措置を適用することができることに留意する。</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p>	<p>(困難な事情があるときの意義)</p> <p>21 改正法附則第38条第1項《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》に規定する「困難な事情があるとき」とは、例えば、事業者が同項に規定する適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、税率の異なるごとの管理が行えないことなどにより、当該適用対象期間中の当該課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することが困難である場合をいい、そのような場合には、その困難の度合いを問わず、同項に規定する経過措置を適用することができることに留意する。</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p>
<p>(通常の事業を行う連続する10営業日の意義)</p> <p>22 改正法附則第38条第1項《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》を適用する場合の「通常の事業を行う連続する10営業日」は、同項に規定する適用対象期間における通常の事業を行う連続する10営業日であればいつかを問わないのであるが、例えば、通常飲食料品と飲食料品以外の資産の譲渡等を行う事業者が、特別な営業により、ある10日間について飲食料品の譲渡のみを行うといった営業日は同項に規定する「通常の事業」を行う営業日に含まれないことに留意する。</p> <p>なお、これら「通常の事業」でない営業日を含む連続する10営業日に基づき同項の規定を適用することはできないのであるが、このような「通常の事業」でない営業日を除いた前後の連続する期間の合計10営業日に</p>	<p>(通常の事業を行う連続する10営業日の意義)</p> <p>22 改正法附則第38条第1項《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》を適用する場合の「通常の事業を行う連続する10営業日」は、同項に規定する適用対象期間における通常の事業を行う連続する10営業日であればいつかを問わないのであるが、例えば、通常飲食料品と飲食料品以外の資産の譲渡等を行う事業者が、特別な営業により、ある10日間について飲食料品の譲渡のみを行うといった営業日は同項に規定する「通常の事業」を行う営業日に含まれないことに留意する。</p> <p>なお、これら「通常の事業」でない営業日を含む連続する10営業日に基づき同項の規定を適用することはできないのであるが、このような「通常の事業」でない営業日を除いた前後の連続する期間の合計10営業日に</p>

改正後	改正前
<p>については、「通常の事業を行う連続する10営業日」として取り扱う。</p> <p>(主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者)</p> <p>23 改正法附則第38条第4項《<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》に規定する「主として<u>元年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う事業者」とは、同条第1項又は第2項に規定する適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価のうち、軽減対象資産の譲渡等の対価の額の占める割合がおおむね50%以上である事業者をいうものであることに留意する。</p>	<p>については、「通常の事業を行う連続する10営業日」として取り扱う。</p> <p>(主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者)</p> <p>23 改正法附則第38条第4項《<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》に規定する「主として<u>31年輕減対象資産の譲渡等</u>を行う事業者」とは、同条第1項又は第2項に規定する適用対象期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価のうち、軽減対象資産の譲渡等の対価の額の占める割合がおおむね50%以上である事業者をいうものであることに留意する。</p>